

平成 29 年度環境省調達改善計画

1. 目的

本計画は、「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成 27 年 1 月 26 日行政改革推進会議）を踏まえ、環境省において、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進するために策定するものである。

2. 調達の現状分析

表 1 平成 27 年度環境省における調達の契約種別

（単位：件、億円）

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	1,854	59%	2,330	59%
	企画競争による 随意契約	152	5%	150	4%
	公募による随意 契約	331	10%	216	5%
	不落・不調に よる随意契約	62	2%	25	1%
	小計	2,399	76%	2,722	68%
競争性のない随意契約		755	24%	1,258	32%
合計		3,154	100%	3,980	100%

（注 1）平成 27 年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

（注 2）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注 3）原子力規制庁を含む。

表 2 平成 27 年度環境省における調達の応札状況

（単位：件、億円）

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	1,044	1,571	810	760	1,854	2,330
割合	56%	67%	44%	33%	100%	100%
企画競争に よる随意契約	82	117	70	32	152	150
割合	54%	78%	46%	22%	100%	100%
公募による 随意契約	62	50	-	-	62	50
割合	100%	100%	-	-	100%	100%

（注 1）平成 27 年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

（注 2）参加者確認公募以外の公募（複数の者との契約を前提とした公募）は除く。

(注3) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注4) 原子力規制庁を含む。

表3 平成27年度環境省における調達経費の内訳 (単位：件、億円)

	本省		地方支分部局等※1		府省庁全体	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
工事 (A)	1	0	146	1,316	147	1,316
割合 (A/E)	0%	0%	8.5%	39.7%	4.7%	33.1%
建設コンサルタント業務 (B)	0	0	82	10	82	10
割合 (B/E)	0%	0%	4.8%	0.3%	2.6%	0.3%
物品購入 (C)	17	8	87	12	104	21
割合 (C/E)	1.1%	1.2%	5.1%	0.4%	3.3%	0.5%
役務等 (D)	1,410	653	1,393	1,975	2,803	2,628
割合 (D/E)	98.7%	98.9%	81.6%	59.6%	89.4%	66.1%
合計 (E)	1,428	661	1,708	3,313	3,136	3,976
	46%	17%	54%	83% ※2		

(注1) 平成27年度の契約に関する統計等に基づき作成 (少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※1 原子力規制庁、地方環境事務所等、国民公園等及び施設等機関

※2 契約件数・契約金額の (本省/府省庁全体) 及び (地方支分部局等/府省庁全体) の割合

一者応札割合は依然として高い状態にあるため、一者応札の事前審査・事後審査体制を強化することで、職員の一者応札改善への意識を更に高めるとともに、引き続き競争性確保を図る必要がある。また、複数年度に亘り一者応札となっている調達案件については、省内チェックプロセスを経た上で、特殊な技術や設備等が不可欠であり、特定の者だけが実施し得ることが見込まれるものについて参加者確認公募へ移行するなどの取組を導入し、契約方式の妥当性を検証する。さらに、実施した調達案件については、外部有識者により組織された委員会において事後検証いただくことにより、契約方式や価格の妥当性の確認し、調達コスト削減を目指すことが重要である。

契約金額では、地方支分部局等が全体の主要な部分を占めているため、調達の改善を効果的・効率的に進めていくためには、引き続き地方支分部局等における取組を推進する必要がある。

3. 実施状況の把握及び自己評価の実施

上半期終了後及び年度終了後に調達改善計画の実施状況について自己評価を実施し、計画の達成状況や調達の具体的な改善内容等について公表する。なお、計画の見直しの必要が生じた場合等については、計画を改定し、その内容を公表する。

4. 調達改善の推進体制

(1) 推進体制の整備

本計画を推進するため、以下のとおり調達改善推進チームを設置する。

リーダー : 大臣官房長
サブリーダー : 大臣官房会計課長
メンバー : 大臣官房会計課監査指導室長、
大臣官房会計課予算、決算、契約、支出各担当課・室長補佐
大臣官房各課・各部局総括課庶務担当課長補佐
なお、必要に応じて上記以外の職員を出席させることができることとする。

(2) 調達改善推進チームの業務

調達改善推進チームにおいては、以下の業務を行うこととする。

- ①調達改善計画の策定及び公表
- ②調達改善計画の進捗状況の管理
- ③調達改善計画の自己評価の実施及び公表
- ④その他調達の改善に当たり必要と認められる事項

(3) 調達改善推進チーム会合の開催

調達改善推進チームは、年に4回程度定例会合を開催し、各四半期毎の計画の進捗状況の把握及び評価を行う。

なお、必要に応じて定例会合以外に臨時の会合を開催することができることとする。

(4) 外部有識者の活用

調達改善計画の策定や自己評価の実施等に当たっては、外部有識者によって組織されている物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会の委員から委員長森嶋昭夫氏、委員長代理の野村豊弘氏をアドバイザーとして選任し意見を求める。

なお、アドバイザーは、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会において検討することが適当と判断される事項がある場合には、調達改善推進チームに対し、同委員会の開催を求めることができる。

(5) 人材育成、情報の共有等

契約事務等に関する規程等を整備しポータルサイトで共有する。また、若手向けに行っている会計事務担当者研修会の資料を他の契約事務等の担当者にも閲覧可能な状態で共有するとともに、内部監査を活用して地方支分部局等に対しても均質的に調達知識や能力の向上を図る。

重点的な取組、共通的な取組

平成29年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○	○	一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化	<p>・入札前自己チェックプロセスの導入 29年4月以降に入札を行う案件のうち、契約額が1,000万円以上で、かつ前年度「一者応札」「落札率が極端な高さ(99%以上)」であった全案件について、業務担当者による入札前自己チェックを行う。</p> <p>・アンケート調査の分析及び公表 昨年度に引き続き入札等説明会に参加したものの応募に至らなかった事業者に対するアンケート調査を実施し、業務担当者及び事業担当部局の会計担当者において改善策を検討するとともに、アンケート内容の精査調査結果を分析、公表することで調達改善の見える化を図る。</p>	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札改善のについて、契約方式の妥当性についての確認プロセスを強化する余地が大きいと考えられたため。	A	H29	<p>・入札前自己チェックプロセスの導入 過去5年平均の100件程度(契約金額:約840億円程度)の一者応札が継続している調達について、業務担当者による入札前自己チェックを行うことで、職員の一者応札改善への意識を更に高めるとともに、競争性確保を図る。</p> <p>・アンケート調査の分析及び公表 公共調達の改善に対する取組姿勢を見える化することで、アンケート回収率向上を図り一者応札の原因把握に努める。</p>	30年3月まで
○		参加者確認公募を実施することの妥当性確認	<p>・内部委員による参加者確認公募実施の事前審査 業務担当職員による入札前自己チェック結果において参加者確認公募への移行が妥当と判断された全案件について、環境省会計担当及び政策評価担当で組織された契約委員会にて公告前に事前審議を行う。</p>	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札改善のについて、契約方式の妥当性についての確認プロセスを強化する余地が大きいと考えられたため。	A	H29	一者応札が継続している調達の契約方式の妥当性の確認し、調達コスト削減を目指す。	30年3月まで
○		契約方式・価格の事後検証	<p>・外部委員による調達の事後検証 環境省で実施した調達案件について、その契約方式や価格の妥当性を外部有識者により組織された委員会において事後検証いただく。</p>	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札改善のについて、契約方式の妥当性についての確認プロセスを強化する余地が大きいと考えられたため。	A	H29	一者応札が継続している調達の契約方式や価格の妥当性を確認し、調達コスト削減を目指す。	30年3月まで
○		インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達の実施	書籍等を主な対象として、インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達を実施する。	計画的かつ効率的な予算の執行のためには、事務の効率化を図ることが必要不可欠と考えられるため。	A	H29	事務の効率化、コスト削減を図る。	30年3月まで
	○	地方支分部局等における取組の推進	<p>・共同調達の実施 外部有識者により組織された審査委員会を本省において開催し、契約の妥当性について事後検証いただく。</p>		B		<p>・共同調達の実施 調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、204品目程度の共同調達を実施することで、事務の省力化及びスケールメリットによる廉価な調達を目指す。</p> <p>・外部有識者による事後審査 工事・建設コンサルタント業務について、概ね3件程度外部委員による事後審議を受けることで、調達ノウハウを収集し、調達改善を推進する。</p>	<p>(共同調達の実施) 30年3月まで</p> <p>(外部有識者による事後審査) ・29年12月まで</p>
	○	電力調達、ガス調達の改善	<p>・公共調達の支払事務の効率化 小切手又は現金払を原則行わず、クレジットカード決済による支払を実施する。</p> <p>・予定価格が少額などの理由により入札に付さない場合のコスト及び環境配慮の適切性確保</p>		A	H29(一部H28)	<p>・公共調達の支払事務の効率化 事務の効率化、コスト削減を図る。</p> <p>・予定価格が少額などの理由により入札に付さない場合のコスト及び環境配慮の適切性確保 適切に電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示するとともに、二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者や再生可能エネルギーの導入割合の高い事業者等を選定して見積を徴収することで、コスト及び環境配慮の適切性を確保する。</p>	<p>・公共調達の支払事務の効率化 29年5月まで</p> <p>・予定価格が少額などの理由により入札に付さない場合のコスト及び環境配慮の適切性確保 通年</p>

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
クレジットカード決済の導入	新規
汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用	継続
公告期間等の徹底	継続
競争参加資格要件の緩和	継続
公告等、入札説明書等のホームページへの掲載	継続
事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定	継続
実績に関する得点が大半を占める等により特定の者が有利とならないよう留意した配点の設定	継続
提案書等の分量の適正化	継続
仕様の明確化	継続
報告書等の積極的な開示	継続
適正な予定価格の設定(市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報収集・CIO補佐官からの助言の活用)	継続

「調達の流れ」イメージ（一般競争契約）

